

過量・次々販売

例えば…ふとん類、健康食品、浄水器、アクセサリ、和服、家庭用電気治療器、未公開株式・社債

こんな
手口に
注意!

- 日常生活では明らかに不必要なほどの大量の商品を一度に、あるいは次々と何回にもわたって購入(契約)を迫ります。
- 一人暮らしや判断力が不十分な高齢者などを狙い、次から次へと強引に購入(契約)を迫ります。



! 高齢者の方へのアドバイス

本当に必要なものかどうかよく考えましょう。

- うその説明をしたり、大げさな説明をしたりすることがあります。販売員の話をもそのまま信用しないで、しっかり調べるようにしましょう。
- 契約を迫られてもその場で契約しないで、迷ったら家族や周りの人に相談しましょう。
- 不要ならきっぱり断りましょう。

家族や周りの方へ 気づき見守りのポイント

使い切れないほどの大量の健康食品を見つけた。

未開封のままのダンボール箱が積まれていた。

- 一人暮らしや高齢者世帯なのに、日常生活で使いきれないとわかるほどの大量の商品を見つけた場合は、過量販売となっている可能性があります。まずは事情を確認しましょう。
- 一度被害にあうと、再度狙われる可能性があります。注意して見守りましょう。
- 判断能力が衰えた様子がある場合は、成年後見制度(P7をご覧ください)の利用を検討しましょう。

訪問買取

例えば…貴金属類、着物

こんな
手口に
注意!

- 「いらなくなった着物ありませんか」「不用品なら何でも買い取ります」など、電話や訪問で勧誘してきます。
- 警戒心を解くため女性が電話をかけ、油断したところを男性が訪問するというケースもあります。
- 承諾すると強引に家に上がりこみ、本来の目的である「貴金属も買い取りますよ」と持ちかけて、相場より安く買い取られてしまいます。
- 被害にあうのは一人暮らしの女性が多く、密室で男性に強く買取を迫られ、恐怖を感じることも多いようです。



! 高齢者の方へのアドバイス

売りたいときは、きっぱり断りましょう。

ひとりで対応しないで、誰かに同席してもらいましょう。

- むやみに業者を家に入れないようにしましょう。

家族や周りの方へ 気づき見守りのポイント

- 元気がない様子のときは、事情を聞いてあげてください。

- 訪問買取についてもクーリング・オフが適用され、法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、無条件で取り戻すことができます。すぐに消費生活相談窓口(P8)に相談し、対処するようにしましょう。